

# 直結増圧式給水条件承諾書

年 月 日

(あて先)さいたま市水道事業管理者

申込者  
住所又は所在地  
氏名又は名称  
電話番号

給水装置の設置場所	さいたま市 (建物の名称)
給水装置の所有者	住所 氏名又は名称 電話番号 ( )
指定給水装置工事事業者	住所 氏名又は名称 電話番号 ( )

直結増圧式給水について次のことを承諾いたします。

- 故障時の対応**  
直結増圧給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。
- 定期点検**  
増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うと共に、必要な修繕を行います。
- 損害補償**  
直結増圧式給水に起因する事故が発生し、水道局及び他の使用者等に損害を与えた場合は責任をもって補償します。
- 承諾内容の継承**  
給水装置の所有者を変更するときは、変更後の給水装置の所有者にこの装置が条件承諾付であることを熟知させます。
- 既設給水管の使用責任**  
既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、水道局の指示に従い速やかに改善をします。
- 水道メーターの管理及び取替え**  
水道メーターは維持管理及び計量に支障のないようにするとともに、オートロック設備付共同住宅の場合は、別紙届出書を提出します。なお、支障が生じた場合は、水道局の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善をします。  
また、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、水道局に協力し断水することを承諾します。
- 条例・施行規程の遵守**  
上記各項のほか、取扱上必要な事項については、さいたま市給水条例及びさいたま市給水条例施行規程を遵守して施工します。
- 紛争の解決**  
上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局には一切迷惑をかけません。